

岩手県立水産科学館の管理運営に係る指定管理料支払に関する平成〇年度協定書

岩手県（以下「甲」という。）と宮古市（以下「乙」という。）とは、岩手県立水産科学館（以下「科学館」という。）の管理運営（以下「管理運営」という。）に関する業務の実施について、平成27年3月30日に締結した「岩手県立水産科学館の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、平成〇年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 甲は、乙に対して、科学館の管理運営に係る指定管理料〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇〇〇〇〇円）を支払うものとする。

2 基本協定における管理運營業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲、乙協議のうえ、指定管理料の額を変更することができるものとする。

（指定管理料の精算）

第3条 基本協定第14条に定める指定管理料の精算にあたり、乙は行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の積算について甲に報告するものとする。

（協議）

第4条 この年度協定に関し疑義が生じたとき又はこの年度協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成〇年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也

乙